

飯塚市住宅ローン支援メニューのご案内

飯塚市では、嘉飯圏域定住自立圏（飯塚市・嘉麻市・桂川町）の移住・定住の取組みで福岡中央銀行と協定を締結し、移住・定住者の住宅ローンに対する支援を実施しています。

嘉飯圏域(飯塚市・嘉麻市・桂川町)限定 住宅ローン特別金利

年 0.1%金利優遇

【住宅ローン商品概要】

対象

- 申込時の年齢が満 20 歳以上 70 歳以下で、完済時の年齢が 81 歳以下の方。
※三大疾病団信にご加入を希望される方は、申込時の年齢が満 20 歳以上 50 歳以下で、完済時年齢が 75 歳以下の方。
- 前年度税込年収が 150 万円以上の安定した収入のある方。
- 勤続年数 1 年以上の方（自営業、会社役員の方は 3 年以上）
- 団体信用生命保険加入適格者である方。
- 融資対象物件が嘉飯圏域（飯塚市・嘉麻市・桂川町）にあり、かつ福岡中央銀行の住宅ローンを利用して住宅の建築・購入される方。
- 保証会社の保証が得られる方。
- お借換えの場合は、現在ご返済中の住宅ローンが借入後 1 年以上経過しており、かつ直近 1 年間に延滞がない方。

内容

- 住宅ローンの金利を年 0.1%優遇（基準金利より年 0.1%引き下げ）

※お借り入れの条件・金利が変更となる場合がございます。

詳しくは下記窓口にお問い合わせ下さい。

【お問い合わせ先】

福岡中央銀行 飯塚支店 TEL : 0948-22-2380

飯塚市住宅取得補助事業のご案内

《飯塚市戸建て中古住宅取得補助金》

詳細はこちら



■補助金の額

購入費※の100分の10（千円未満切捨て） + 子ども加算 10万円×人数

※消費税を除きます。

- 「購入費の100分の10」の額が30万円を超えるときは「30万円」です。
- 申請日において、世帯員に満15歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある者（申請者の2親等内の親族に限る）が含まれている場合は、1人につき10万円が加算されます。ただし、補助金の上限は購入費（消費税等を除く）までです。

■交付対象者の要件（主なもの）

- 自ら居住するために築10年を経過した戸建て中古住宅を購入し、その住宅に居住する方
- 取得するマイホームに5年を超えて定住する方

■補助対象となる住宅の要件

- 築10年を経過した戸建て中古住宅
- 購入契約後もしくは転居後1年を経過していない中古住宅

《飯塚市筑豊地域外からの移住者住宅取得奨励金》

詳細はこちら



■補助金の額

基本額 100万円 + 子ども加算 10万円×人数

- 申請日において、世帯員に満15歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある者（申請者の2親等内の親族に限る。）が含まれている場合は、1人につき10万円が加算されます。
- 購入費（消費税を除く）が上限です。
※他の補助金等を併用する場合は、その補助金等の額を合算します。

■交付対象者の要件（主なもの）

- 令和2年4月1日以後住宅取得の契約をし、その住宅に居住する方
- 転入後3年以内に住宅を取得する契約をし、その住宅に居住する方（転入前の契約も対象になります）
- 転入前3年以上筑豊地域外に居住していた方
- 取得するマイホームに5年を超えて定住する方

■補助対象となる住宅の要件

- 住宅を取得した契約日が令和2年4月1日以後の住宅
- 新築住宅、中古住宅
- 取得後もしくは転居後1年を経過していない住宅

※各補助事業については、**その他条件がありますので、詳細は下記にお問い合わせください。**

お問い合わせ

飯塚市 都市建設部 建設政策課 住環境整備係

TEL：0948-22-5515・FAX：0948-22-6271

これは令和5年度作成の広告です。内容は、年度替わり等により変更となる場合がございますので、あらかじめご了承くださいませようお願いいたします。

令和6年5月20日現在